

## ○特定建築設備等

種別	対象	報告時期
昇降機※5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター</li> <li>・エスカレーター</li> <li>・小荷物専用昇降機※6</li> </ul>	毎年4月1日から翌年3月31日まで ※10
準用工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光用エレベーター、観光用エスカレーター</li> <li>・コースター等の高架の遊戯施設</li> <li>・メリーゴーランド、観覧車等の原動機による回転運動をする遊戯施設</li> </ul>	※10
防火設備 ※7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定の建築物※8に設けられる防火設備（特定建築物の表の黄塗り以外のもの）</li> <li>・以下に掲げる用途のうち、床面積の合計が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備               <ol style="list-style-type: none"> <li>1.病院、有床診療所</li> <li>2.共同住宅、寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの）※2</li> <li>3.就寝用途の児童福祉施設等※3</li> </ol> </li> </ul>	毎年4月1日から翌年3月31日まで ※11
建築設備	すべて当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上のものに限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央管理方式による空調設備 特定建築物の表①②③⑥の建築物に設けられたもの</li> <li>・火気使用のための換気設備 特定建築物の表②③の建築物に設けられたもの</li> <li>・居室に設けられた機械排煙設備 特定建築物の表①②③⑥の建築物に設けられたもの</li> <li>・非常用照明装置※9 特定建築物の表①②③⑥の建築物に設けられたもの</li> </ul>	毎年9月1日から11月30日まで ※12

※2: サービスつき高齢者向け住宅又は認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び共同生活援助を行う事業のためのもの。

※3: 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更正施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設及び福祉ホーム。

※5: 昇降機については、籠が住戸内のみを昇降するもの及び労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く。

※6: 小荷物専用昇降機については、テーブルタイプ（昇降路の全ての出し入れ口の下端が床面から50cm以上のもの）を除く。

※7: 防火設備については、常時閉鎖式の防火設備、外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。

※8: 国指定の建築物とは、特定建築物の表の佐賀市指定の建築物（黄塗り）以外の建築物をいう。

※9: 開放型の蓄電池又は蓄電池と自家用発電装置とを組み合わせたものを予備電源としているものに限る。

※10: 小荷物専用昇降機についての初回の報告は、平成28年6月1日から平成31年3月31日までとする。

※11: 防火設備についての初回の報告は、平成28年6月1日から平成31年3月31日までとする。

※12: 建築設備のうち、新たに報告対象となる建築設備（今まで報告対象建築設備に該当していないもの）の報告については、平成28年9月1日から平成29年11月30日までとする。